

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和8年6月29日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	交野市 (272302)
地域名 (地域内農業集落名)	星田北2, 3丁目 (星田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	7.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	5.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.59 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.45 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	4.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.32 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・農地が面的に集団として維持されているが、宅地や商業施設、地区計画決定区域等に囲まれている。
- ・直ちに担い手不足が顕著化することはないが、次世代の担い手確保が懸念される。
- ・揚水ポンプの老朽化や水路の掃除不良などによる農業用水の不足など、営農上の課題が生じている。
- ・農地の耕作条件(水はけ等)にばらつきがある。
- ・農地にごみを不法投棄されるなど、周辺住民の農業への理解不足と思われる問題が頻発している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

面的に集団として維持されている貴重な農地を維持するため、現在営農している者が営農困難となった場合に、農地の維持に向けて相談できる場として座談会を継続する。
 収益向上のために、農地の耕作条件に応じた作付品目を検討する。各個人の営農状況を考慮したうえで、交野ブランドである「かたのルビー」や、地元酒造と連携した酒米づくりなどの生産実績のある農産物や大阪エコ農産物、レンゲ米などの生産、学校給食への納品などの地域の所得向上のための取組について検討する。
 対住民の課題に対しては、各個人では対応できない。住民の農業への理解を深めるため、市民との融和ゾーン(企業の福利厚生・自治会の親睦等の体験農園、市民農園、防災登録農地など)について検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農業を担う者を中心に、現状の耕作状況を維持する。現在営農している者が営農困難となった農地については、地域内の担い手を中心に、市内の認定農業者や新規就農者、農業法人等に農地の貸付を検討することで、農用地の集積(農地の維持)を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	6.16 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

現時点では集団化は目標としない。耕作者が不在となる農地が発生した場合、まずは担い手への集積を中心に進め、必要に応じて集約化についても検討する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

現在営農している者が営農困難となった場合に、農地の維持に向けて相談できる場として座談会を継続する。地域内の担い手を中心に、市内の認定農業者や新規就農者、農業法人等に農地の貸付を検討することで、農用地の集積(農地の維持)を図る。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農地の貸借にあたっては、上記(1)の方法により検討し、マッチング後は農地中間管理機構を通じて利用権設定を行う。

(3)基盤整備事業への取組

現状では、大規模な基盤整備は検討せず、老朽化した農業用施設の改修等を検討していく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

新たに入作した就農者の定着のため、行政やJA等関係機関と連携し、座談会を活用した相談体制を構築する。農空間を維持していくために、余暇で農業をする担い手や近隣住民も多様な担い手として確保していく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

各個人が自身の営農形態を考慮したうえで、農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

②各個人が自身の営農形態を考慮したうえで、大阪エコ農産物、エコレンゲ米の生産について検討する。
⑧老朽化した農業用施設(水路、ポンプ、農道等)の整備について検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	A	水稲、野菜	0.78 ha	ha	水稲、野菜	0.78 ha	ha	A	
利用者	B	水稲	0.69 ha	ha	水稲	0.69 ha	ha	B	
利用者	C	水稲、野菜	0.56 ha	ha	水稲、野菜	0.56 ha	ha	C	
利用者	D	水稲	0.25 ha	ha	水稲	0.25 ha	ha	D	
利用者	E	野菜	0.12 ha	ha	野菜	0.12 ha	ha	E	
利用者	F	水稲	0.38 ha	ha	水稲	0.38 ha	ha	F	
到達	G	水稲、野菜	0 ha	ha	水稲、野菜	0.45 ha	ha	G	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		2.78 ha	0 ha		3.23 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	交野市農作業受託協議会 (北河内農業協同組合)	耕耘、代かき、田植え、稲刈り委託	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。